

〇いちき串木野市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成17年いちき串木野市条例第15号）第3条の規定に基づき、いちき串木野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

いちき串木野市行政改革推進委員会名簿

平成28年8月1日現在

番号	氏 名	団 体 名 等
1	あか いわ き く お 赤 岩 喜 久 生	さつま日置農業協同組合 串木野支所
2	あり ま ゆう いち 有 馬 裕 一	公募委員
3	かこい よう いち ろう 梶 要 一 郎	(公社)串木野青年会議所
4	く き やま すみ ひろ 久 木 山 純 広	市まちづくり連絡協議会
5	く き の ひろ こ 久 木 野 公 子	市地域女性団体連絡協議会
6	く き やま むつ お 久 木 山 睦 男	いちき串木野商工会議所
7	しも えびす けん いち 下 夷 憲 一	公募委員
8	しょう の まさ ゆき 生 野 正 行	行政経験者
9	すけ した かず み 祐 下 和 美	公募委員
10	たて いし おき お 立 石 長 男	南九州税理士会 伊集院支部
11	の もと てつ や 野 元 鉄 矢	(株)光里苑(高齢者多機能福祉施設)
12	はし もと ち ほ 橋 本 千 穂	市PTA連絡協議会
13	はや さき たつ や 早 崎 達 哉	串木野市漁業協同組合
14	はる た のぶ ゆき 春 田 伸 幸	鹿児島銀行 串木野支店
15	ふじ ま ひろ ゆき 藤 間 浩 之	日本地下石油備蓄(株) 串木野事業所

50音順

●委員長

●委員長代理

◆任 期 … 2年間（平成28年5月12日～30年5月11日）

◆事務局 いちき串木野市総務課

課 長	中 尾 重 美
課 長 補 佐	下 池 裕 美
行 政 係 長	久 徳 和 久
主 任	野 崎 慎 一
主 任	濱 田 誠